



747号  
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2 日港  
福会館5階  
Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622  
メール roren@kensu.jp  
ホームページ http://www.kensu.jp/  
全国検数労働組合連合  
書記局



## 11月2日(木)14:00~14:30 第一回 検数労連23冬季一時金交渉 要求書提出。諸物価高騰による生活苦改善に向け、業績による格差のない組合要求に沿った回答を求める！

### 【23冬季一時金要求書(要旨)】

#### 1. 要求方式と要求額について

- ① 【日 檢】  
(本給十家族手当) ×3.50 ヶ月十一律 10万円+都市加算
- ② 【全日検】  
職員A  
(本給十家族手当) ×3.50 ヶ月十一律 10万円+都市加算
- 職員B  
(本給十地域年齢手当) ×3.50 ヶ月十一律 10万円+都市加算
- ③ 都市加算の支給区分と金額については、別表（要求書参照）の通りとすること。
- ④ 職員以外の従業員は、職員に準じて支給すること。

#### 2. 支給条件について

- ① 長期病欠者に対して、支給基準の70%を支給すること。
- ② 通勤災害による休業者についても労災休業者と同一の取り扱いとすること。
- ③ 一切の協会査定（特別評価）は行わないこと。
- ④ 転勤者の取り扱いについては、計算期間中のそれぞれの所属地の地区区分のいずれか有利な方を適用すること。

#### 3. 支給日について、12月8日（金）とすること。

#### 4. 諸要求について

- ① 厚生年金保険料の労使負担割合の改善をはかること。
- ② 感染症予防のためのワクチン接種の当日および翌日は『特別休暇』とすること。

#### 5. 港湾を軍事利用しないことについて

検数労働者の安心・安全を脅かす港湾の軍事利用（兵站基地）に対しては、あらゆる措置を講ずるよう努力すること。

10月26日から27日にかけて、23冬季一時金闘争方針の確立をメインとした代表者会議を開催し、先の通りの要求書をもって、23冬季一時金をたたかっていくことを全体会確認しました。要求内容等々については各地域様々な意見が出され議論を交わした結果、中央（案）を支持する形でまとまりました。

すべての地域から出された意見として特徴的なものは、両協会がこれまで出し続けているア

ルファ回答（業績加算）についてであり、すべての地域から『業績加算を廃止し、その原資を乗率一律（本体部分）に乗せるべき』との意見が出てきました。このことを受け、23冬季一時金については両協会の業績加算を許さないます。

各地域闘争委員会・組合員・中央の団結で業績加算を廃止し、原資を本部に乗せる運動を中心・地域でともに展開さ

う一時金額の確保は絶対では、2年近く物価や燃料高騰が続く中で職場からも『物価高騰分に見合う一時金額の確保は絶対である』とする声が大多數を占めている。

今冬季一時金はそのような職場からの声を真正

要求に対する趣旨説明には、回答を構築するよう求めました。

要求に対する趣旨説明では、2年近く物価や燃料高騰が続く中で職場からも『物価高騰分に見合う一時金額の確保は絶対である』とする声が大多數を占めている。

今冬季一時金はそのような職場からの声を真正

面で組合は左記の内容を提出し、両協会に對して要求内容に沿つて回答を構築するよう求めました。

せていきましょう。

### 【第一回交渉】

11月2日(木) 第1回

面から受け止めながら『生防衛闘争』と位置付けて展開していく。また、常態化している職場の人員不足問題については、休日・足問題に対する業務対応している状況が全国的に散見されるなど経済要求に匹敵する問題の一つになつていて、職場で積み上げている。職場で積み上げて、足問題に対する業務対応している状況が全国的に生



### 【組合主張】

要求書提出後、組合は次のように主張を行い、有額回答に向けて組合要求に沿うように構築することを求めました。

1. 近年、若年層の退職者が増えている中で、一時金だけが退職の理由だとは思っていないが、やはり要求に沿つた一時金回答は離職者を引き留めることに繋がると確信している。

2. 諸物価高騰が家計を圧迫している事実を受け止め、要求に沿つた回答を構築するよう求める。

3. 先日開催された代表者会議では、要求書確立に向け様々な意見が出されました。そこで、全地域で一致した意見として『業績による地域格差の廃止』が出された。業績格差廃止は全地域の総意であることが明らかにわかる。業績格差廃止は全地域の仕事に対するモチベーションを低下させる原因にもなることから、両協会にとっても最善な策とは言えない。

4. 支部収支を理由とした業績格差は、それそれの地域の仕事に対するモチベーションを低下させる原因にもなることから、両協

げてきた日々の奮闘努力と、業務に対するモチベーションの維持向上、そして生活を安定させるためにも要求に沿った一時金回答を求める。

次回交渉：11月9日(木)10:00～ 第2回 検数労連23冬季一時金交渉  
両協会に対し、基礎数字の提示を求めていきます。スト権中央集約は11/8(水)17時まで